

# 2050ゼロカーボン・チャレンジ

## ～ぶちエコやまぐち県民運動～

# 脱炭素型ライフスタイル啓発動画コンテスト



最優秀賞(1名)  
QUOカードPay  
1万円分

優秀賞(2名)  
QUOカードPay  
5千円分

入選(7名)  
QUOカードPay  
3千円分

### 応募 テーマ

積極的に脱炭素型ライフスタイルに取り組んでみようと思える動画

※脱炭素型ライフスタイルの取り組み例については、県HPをご確認ください。

県HPは  
こちら▶



### 応募資格

応募時に県内に居住又は県内の学校・事業所等に  
通学・通勤している30歳未満の方(グループでの応募も可)

※年齢は、募集開始(令和6年11月12日)時点とします。



### 募集作品

テーマに沿った1分以内の動画

※表現方法は問いません(実写、アニメーション、CG等)

※フリー素材の使用については、各サイトの利用規約をよくご確認ください。

(例:「いらすとや」は、作品の著作権が譲渡される本コンテストでは使用不可)

### 応募期限

令和7年1月24日(金)まで



応募フォーム  
はこちら▶



問い合わせ・応募先

山口県環境生活部環境政策課地球温暖化対策班

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話: 083-933-2690 FAX: 083-933-3049

ホームページ: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/277102.html> (専用サイト)

## 脱炭素型ライフスタイル啓発動画コンテスト

**応募テーマ「積極的に脱炭素型ライフスタイルに取り組んでみようと思える動画」****応募について****注意事項**

## ○趣旨

- ・脱炭素型ライフスタイルの実践を促進するため、積極的に脱炭素型ライフスタイルに取り組んでみようと思える内容の動画を若い世代を対象に募集します。
- ・入選作品は、本県HPに掲載し、イベントで放映する等、県が実施する脱炭素型ライフスタイルの啓発活動に広く使用します。

## ○作品規定

- ・作品の応募点数に制限はありません。ただし、入選作品は1名（1グループ）につき1作品までとします。
- ・応募作品ごとにタイトルをつけてください。応募方法等、詳しくはこちらのサイトをご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/277102.html>（専用サイト）

**個人情報の取り扱い**

- ・応募者の個人情報は、当事業運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。
- ・作品の利用にあたり、応募者の氏名（グループの場合は、代表者名及びグループ名）、学校名、住所（市町名まで）を公表する場合があります。

- (1) 応募作品は、応募者が創作した未発表のものとし  
ます。
- (2) 応募・制作に関する費用は、応募者の負担とし  
ます。
- (3) 作品応募の際、不可抗力の事故等による障害でデ  
ータファイルが開けない等の問題が発生した場合、  
主催者側は一切の責任を負いません。
- (4) 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作  
権、その他知的財産権等の第三者への権利侵害が  
あった場合、主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 応募作品に使用する映像や音楽は、著作権処理が  
必要ないものを使用するか、必要な処理手続が済  
んだものを使用してください。
- (6) 応募作品の著作権（著作権法第27条および第28  
条に規定する権利を含む）は主催者に帰属します。  
ただし、応募者がウェブサイト等で、自身の作品と  
して紹介・掲載することを制限するものではありません。
- (7) 応募作品の応募者は、応募作品に関し著作者人格  
権を行使しないものとします。
- (8) 入選作品は、一部修正等を加え、県が実施する脱  
炭素型ライフスタイルの啓発活動に使用すること  
があります。
- (9) 入選者の応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反  
などがあった場合は、主催者は入選作品の発表後  
でも入選を取り消し、賞品の返還を当該入選者に求  
めることがあります。
- (10) 次の内容に該当する又は該当するおそれがあると  
判断される作品は、審査対象外とします。
  - ・法令等に違反するもの
  - ・暴力的、差別卑猥な表現を含む又は犯罪を助長す  
る等公序良俗に反するもの
  - ・企業、政治、宗教等の宣伝又は勧誘を意図するも  
の
  - ・個人、企業、団体等、他者の名誉を棄損する又は  
プライバシーを侵害するもの
  - ・第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財  
産権を侵害するもの
  - ・虚偽の内容を事実として誤認させたり、錯誤を招  
いたりするもの
  - ・主催者の名誉・信用を傷付けるもの
  - ・その他コンテストの趣旨にふさわしくない表現が  
含まれているもの